

## 大阪大学サイバーメディアセンターサイバーメディアcommons利用負担金細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学サイバーメディアセンターサイバーメディアcommons使用要項第10条第2項の規定に基づき、サイバーメディアcommonsの利用負担金について必要な事項を定めるものとする。

(利用負担金の額)

第2条 利用負担金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) Mishité (ビジュアルライゼーションラボラトリー) については別表第1による。
- (2) i→Re (ファブリケーションラボラトリー) については別表第2による。
- (3) Café (カフェ) については別表第3による。
- (4) Meeting (ミーティングルーム) については別表第4による。
- (5) Freesp (フリースペース) については別表第5による。
- (6) e-Lounge (CALL システム) については別表第6による。
- (7) Lobby (ロビー) については別表第7による。

(利用負担金の納付等)

第3条 納付方法は学内利用者については予算振替とし、会計年度毎に納付するものとする。学外利用者については、原則として振り込みによる前納とする。

2 既納の利用負担金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用負担金を返還することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により、使用等ができなくなったとき。
- (2) 本センターの都合により使用等を取消、又は中止させるとき。
- (3) 第2条に掲げる別表に返還の定めがあるとき。

附 則

この細則は、平成28年4月28日から施行する。

サイバーメディアコモンズ利用負担金

別表第 1

Mishité（ビジュアライゼーションラボラトリー） 9 4 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料(注1)	画像処理PCクラスタ 利用料
学内利用者	無料	時間 2,500 円(注2)
学外利用者	大阪大学固定資産管理規則に基づく貸付料(以下「本学貸付料」という。)	利用不可

※大規模計算機ユーザーが利用申請した目的で利用する場合は、画像処理PCクラスタを利用可とし、上記に関わらずすべて無料とする。

(注1) 24面大型ディスプレイ及びマイクの利用料は、施設利用料に含まれるものとする。

(注2) 一年度当りの利用料は75,000円を上限とする。

別表第 2

i→Re（ファブ리케이션ラボラトリー） 4 6 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料	機器使用料	
		3Dプリンタ	無料
学内利用者	無料	大判プリンタ	無料
学外利用者	本学貸付料	利用不可(注1)	

※機器使用料は、当面の間無料とする。

(注1) サイバーメディアセンター長が認めた場合はこの限りでない。

別表第 3

Café（カフェ） 4 7 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第 4

Meeting（ミーティングルーム） 1 9 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第 5

Freesp (フリースペース) 1 4 7 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料

別表第 6

e-Lounge (CALL システム) 5 8 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料	端末利用料
学内利用者	無料	無料
学外利用者	本学貸付料	利用不可 (注 1)

(注 1) サイバーメディアセンター長が認めた場合はこの限りでない。

別表第 7

Lobby (ロビー) 5 6 m<sup>2</sup>

利用者の種別	施設利用料
学内利用者	無料
学外利用者	本学貸付料